

吉岡町地球温暖化対策実行計画

2026年3月

吉 岡 町

はじめに

地球温暖化問題は、地球規模で深刻な影響を及ぼす人類共通の喫緊の課題です。既に世界各地において平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、日本国内においても台風の大型化、集中豪雨や、線状降水帯の相次ぐ発生など、甚大な被害が生じています。



2015年にフランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする」ことを掲げたパリ協定が採択されました。

我が国でも、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、2025年2月に閣議決定された新たな地球温暖化対策計画では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことなどが位置付けられています。

吉岡町では、本町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした「吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を2020年3月に策定し、2023年12月には、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言しました。

本計画は、この「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、「吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の中間見直しを行うとともに、新たに「吉岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を一体として策定したものです。

本計画の推進にあたっては、町民の皆さまや事業者の皆さまとの協働・連携が不可欠です。今後とも、より一層の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年3月

吉岡町長 柴崎 徳一郎

<目次>

第1章 計画策定の背景	3
(1) 地球温暖化の影響	3
(2) 国内外の動向	3
(3) 本町の特性	6
第2章 計画の基本的事項	10
(1) 計画の位置付け	10
(2) 計画の期間	11
(3) 計画の対象とする温室効果ガスと対象範囲	12
第3章 区域施策編	14
(1) 温室効果ガス排出量の推計	14
(2) 再生可能エネルギーのポテンシャル	16
(3) 温室効果ガス排出量の削減目標	20
(4) 温室効果ガス排出量の削減施策	21
第4章 事務事業編	29
(1) これまでの温室効果ガス排出量と削減取組の状況	29
(2) これからの温室効果ガス排出量の削減目標と削減施策	37
第5章 計画の推進体制・進捗管理	44
(1) 計画の推進体制	44
(2) 計画の進捗管理	45
[資料編]	46

第1章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加など）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 国内外の動向

ア 国外の動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施などを規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのネット・ゼロを目標として掲げる動きが広がりました。

イ 国内の動向

2020 年 10 月、我が国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2025 年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」ことなどが位置付けられています。また、同計画においては、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されています。

ウ 群馬県の動向

群馬県では、2011 年 3 月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画 2011-2020」に沿って、地球温暖化対策を進めてきました。そして 2021 年 3 月には、2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」を実現するための「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」を策定しました（2023 年 12 月に計画を一部改定）。

本計画では、再エネ導入の推進や産業事業者への支援、建築・自動車・公共施設対策、森林による吸収・適応策を施策の柱として、以下の目標を掲げています。

1. 群馬県全体の温室効果ガス排出量削減目標（区域施策編）
2030 年度目標 基準年度（2013 年度）比で 50%削減
（削減対策 44%削減＋森林吸収量 6%削減）
2. 再生可能エネルギー導入目標
2030 年度目標 77 億 kWh /年
（大規模水力 31 億 kWh /年、大規模水力以外 46 億 kWh）
3. 県有施設の温室効果ガス削減目標（事務事業編）
2030 年度目標 基準年度（2013 年度）比で 50%以上削減

エ 吉岡町の動向

吉岡町では、本町の事務・事業に関し、自らが事業者・消費者として、温室効果ガスの排出抑制などに取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ると共に、町の率先的な取組を町民及び事業者に示し、普及啓発を行うため、2020年3月に「吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。本計画で掲げた「2029年度に2018年度比10%削減（毎年度1%ずつ削減）」に向かって、施設などにおけるエネルギーの使用削減や公用車利用における環境負荷の軽減などの取組を進めてきました。

そして、2023年12月には、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言しました。この吉岡町ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、事業者との包括連携協定締結など、町・町民・事業者と連携・協働していく取組を推進しています。



図 1-1 事業者との包括連携協定

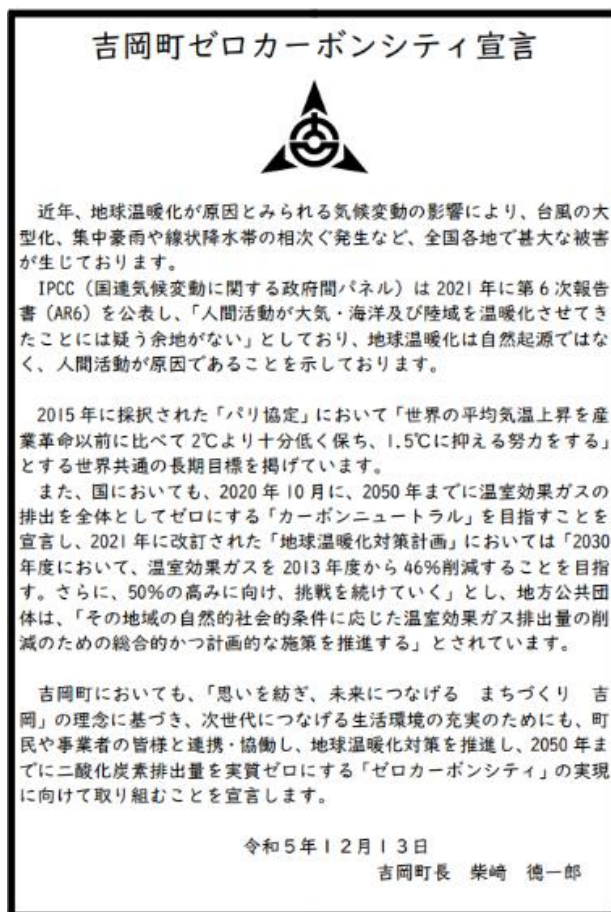


図 1-2 吉岡町ゼロカーボンシティ宣言

(3) 本町の特性

ア 地理・気候

本町は、群馬県のほぼ中央に位置し、標高 900mを越える榛名山東麓から標高 100mの利根川まで東へと緩やかに傾斜し、町東部を南北に利根川が流れています。

町の総面積は 2,046ha で、うち森林面積 は 363ha であり総面積の 17.7%を占めています。また、森林面積のうち、人工林の面積は 212ha であり、人工林率は 58.4%で県平均に比べ高くなっています。

気候は内陸性気候であり、近傍の前橋気象観測所のデータをみると、比較的温暖で降水量が少なく、日照時間は他の関東地方の都市と比較しても長い傾向が現れています。本観測所における直近過去 10 年間の年間平均気温は 15.9℃、年間平均降水量は 1,230.8 mm、年間平均日照時間は 2,246.0 時間です。

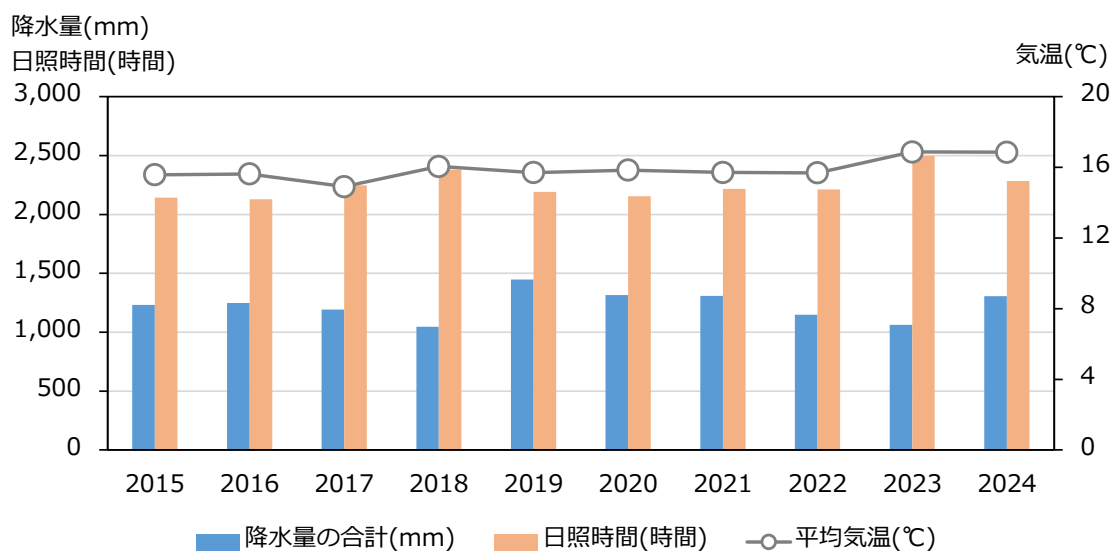


図 1-3 前橋気象観測所における過去 10 年の気象データ

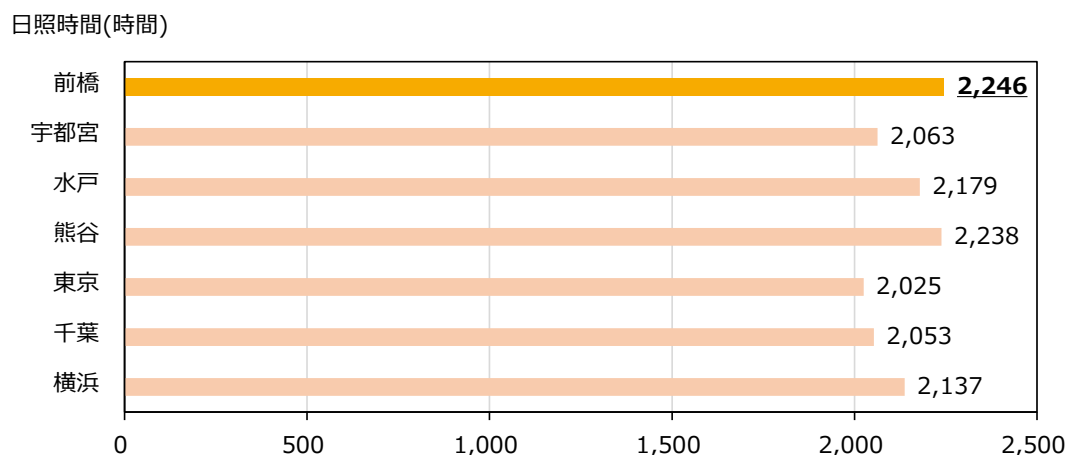


図 1-4 各気象観測所における年間日照時間（2015～2024 年平均）

出典：気象庁

イ 人口・世帯

2015年に21,080人であった本町の人口は、10年後の2024年に22,637人と1,557人増加し、世帯数は7,289世帯から8,608世帯と1,319世帯増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」によると、今後もわずかながら増加傾向であり、2030年には約22,700人と予想されています。

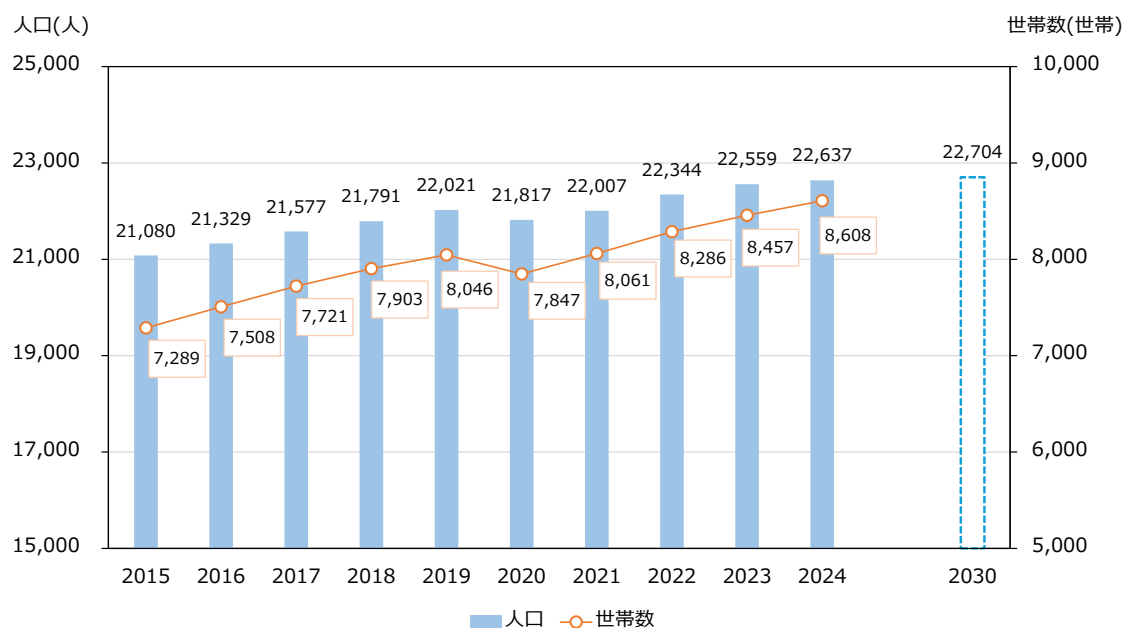


図 1-5 本町における人口・世帯数の推移

出典：群馬県移動人口調査（2023年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」

ウ 産業構造

本町には 498 の事業所があり、産業別の割合は、全国及び群馬県と同様の傾向にあります。

ただし、「卸売業・小売業」や「宿泊業・飲食サービス業」、「医療・福祉」、「建設業」の割合は、全国及び群馬県と比較して高い特徴があります。

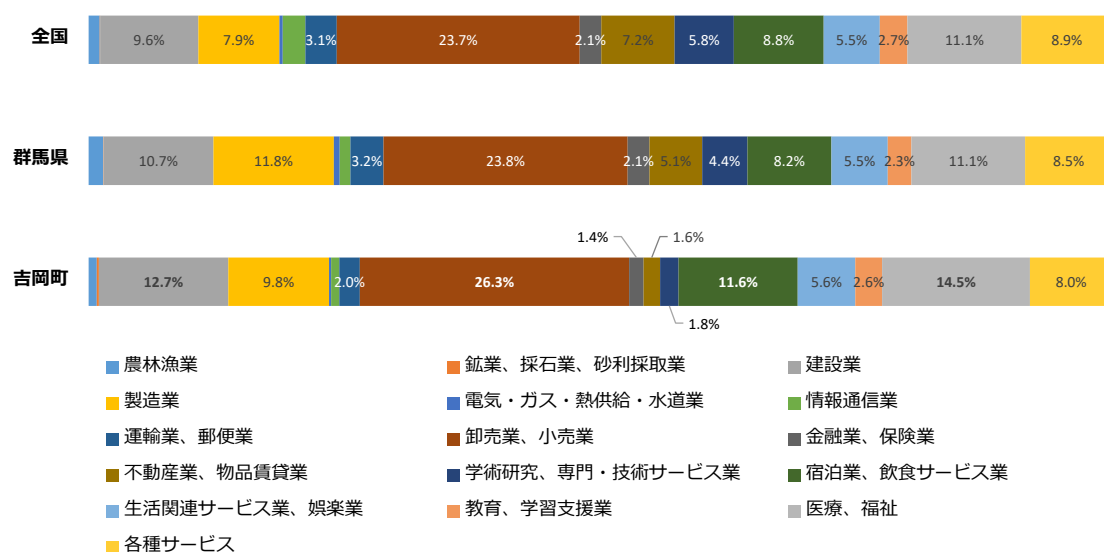


図 1-6 産業別事業所数の割合（2024 年度）

出典：経済センサス

エ 道路・交通網

町内の幹線道路網は、国道 17 号（上武国道）、高崎渋川線バイパス、前橋伊香保線（吉岡バイパス）、南新井前橋線バイパスの 4 路線により骨格が形成されており、関越自動車道の駒寄スマートインターチェンジ（大型車対応化）も整備され、交通利便性が向上しています。

また、鉄道は J R 上越線が通っていますが、町内に駅は設置されておらず、町外の鉄道駅などへの移動手段として路線バスが通っています。一方で、1 人当たりの自家用自動車の普及率が高い群馬県にあって、本町では人口・世帯数の増加に伴い、自家用自動車の保有台数も直近 10 年で約 1,450 台増加しています。

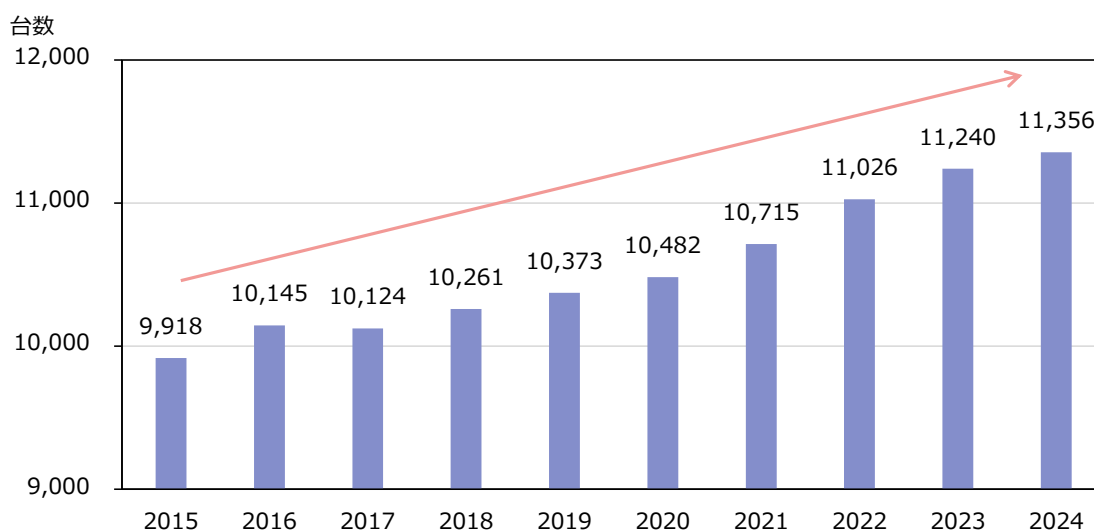


図 1-7 本町における自家用自動車保有台数の推移

出典：関東運輸局

第2章 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して策定される地方公共団体実行計画であり、本町のまちづくりの指針である「第6次吉岡町総合計画」の基本構想・基本計画のもと、「群馬県地球温暖化対策実行計画」やその他関連計画なども踏まえ、策定するものです。

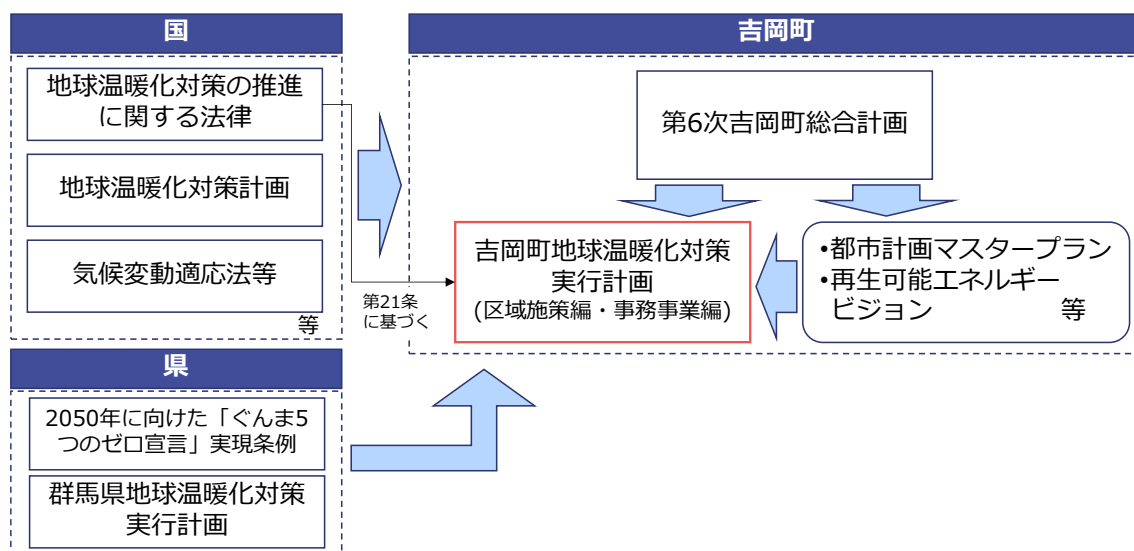


図 2-1 本計画の位置付け

(2) 計画の期間

本計画の区域施策編及び事務事業編は、国の地球温暖化対策計画の中間目標年度に合わせ、2030 年度を目標年度とします。

なお、本計画の内容などについては、計画期間中の技術的進歩や社会情勢の変化、計画の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

表 2-1 計画の期間

<区域施策編>

2013	…	2022	…	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基準 年度		現状 年度		策定 年度	施策の進捗把握 定期的に見直しの検討				目標 年度
					← 計画期間 →				

<事務事業編>

2018	2019	...	2023	...	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基準 年度	策定 年度		現状 年度		改訂 年度	施策の進捗把握 定期的に見直しの検討				目標 年度
		← 計画期間 →								

(3) 計画の対象とする温室効果ガスと対象範囲

ア 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策推進法に定める下表の温室効果ガスを対象とします。

表 2-2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	主な活動	地球温暖化係数 (*1)	対象とする温室効果ガス	
			区域施策編	事務事業編
二酸化炭素(CO ₂)	我が国における温室効果ガス排出量の9割以上を占めています。石油、LPガス等の化石燃料の燃焼、電気の使用（供給元での発電）により発生します。	1	○	○
メタン(CH ₄)	ボイラー(*2)、家庭用機器等での燃料の燃焼、自動車の走行、し尿処理施設や浄化槽等により発生します。	25	○	○
一酸化二窒素(N ₂ O)		298	○	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC) (*3)	自動車のカーエアコン等の冷媒に使用されています。	1,430	-	○
パーフルオロカーボン(PFC)	鉄道用整流器に内蔵されています。該当する設備が無いため、算定対象外とします。	7,390	-	-
六フッ化硫黄(SF ₆)	受変電設備の電気機械器具に封入されています。該当する設備が無いため、算定対象外とします。	22,800	-	-

(*1)各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を1とする比で表したものです。

(*2)石油や都市ガスなどの化石燃料を使用する場合には算定の対象外、木材、木炭使用の場合に対象となります。

(*3)ハイドロフルオロカーボンのうち(HFC-134a)が対象となります。(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「地球温暖化対策推進法施行令」という。）第 1 条)

イ 計画の対象範囲

(ア) 区域施策編

区域施策編では、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編）） Ver.2.1」において、中核市未満の市町村に「特に把握が望まれる」とされている部門/分野を基準として、下表の部門/分野を対象とします。

表 2-3 区域施策編の対象とする部門/分野

ガス種	部門／分野		
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	
		建設業・鉱業	
		農林水産業	
	業務その他部門		
	家庭部門		
	運輸部門	自動車	旅客
			貨物
鉄道			
エネルギー起源CO ₂ 以外	廃棄物分野	一般廃棄物	

(イ) 事務事業編

事務事業編の対象となる業務の範囲は、原則として全ての事務・事業とします。

ただし、町が賃貸している施設において賃借している主体が行う活動や、委託事業において委託先が委託先の事務所で行う活動は算定対象外とします。

第3章 区域施策編

(1) 温室効果ガス排出量の推計

ア 温室効果ガス排出量の推計（現状）

標準的手法（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）により算定される本町の温室効果ガス排出量については、2022年度は2013年度比で7%削減されました。過去10年を通して温室効果ガス排出量の部門構成の割合には大きな変化はありませんでしたが、2013年度と2022年度を部門別で比較すると、産業部門／業務その他部門／運輸部門は減少、一方で、人口・世帯数の増により、家庭部門／一般廃棄物は増加しました。

また、自動車の保有台数が多いことから、本町の温室効果ガス排出量全体のうち、運輸部門が占める割合は大きく、運輸部門は全体の排出量の約4割を占めます。

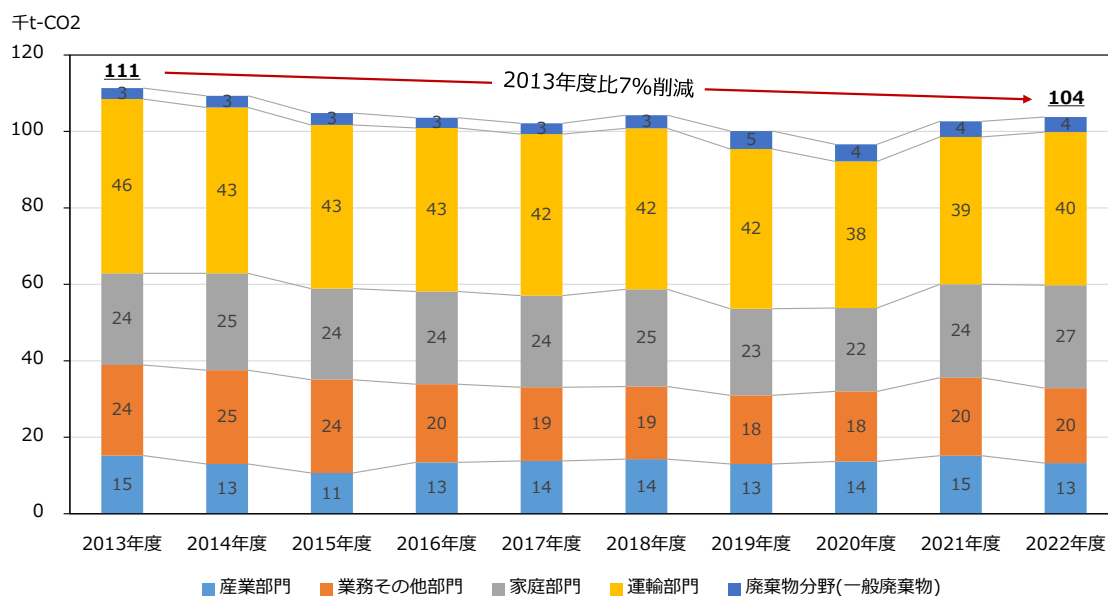


図 3-1 本町における温室効果ガス排出量（部門別）

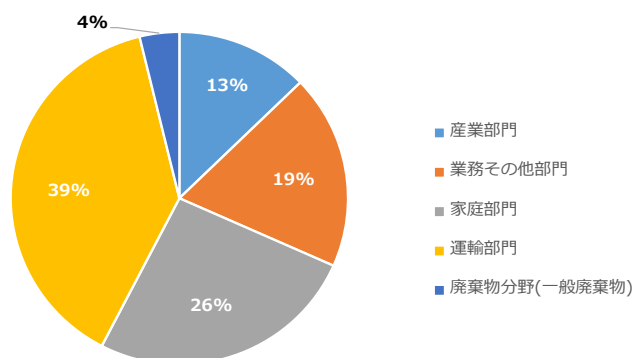


図 3-2 本町における温室効果ガス排出量の部門別割合（2022 年度）

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

イ 温室効果ガス排出量の推計（現状すう勢）

現状年度となる 2022 年度から、追加的な地球温暖化対策を見込まないまま推移した場合の 2030 年度の現状すう勢の温室効果ガス排出量を、区域の将来推計人口を活動量として、環境省が提供する「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールを用いて推計しました。その結果、2030 年度の現状すう勢の温室効果ガス排出量は全体で 104.4 千 t-CO₂ となります。つまり、現状すう勢では 2030 年度に 2013 年度比 6%減に留まるものと推計されます。

表 3-1 本町における 2030 年度現状すう勢シナリオの温室効果ガス排出量

部門	2013年度 基準年度 (千t-CO2)	2022年度 現状年度 (千t-CO2)	2030年度(現状すう勢)	
			排出量 (千t-CO2)	基準年度比変化率 (%)
産業部門	15.2	13.2	13.3	-13%
業務その他部門	23.7	19.6	19.7	-17%
家庭部門	23.9	26.9	27.1	13%
運輸部門	45.6	40.0	40.3	-12%
廃棄物分野	2.9	3.9	4.0	39%
合計	111.4	103.8	104.4	-6%

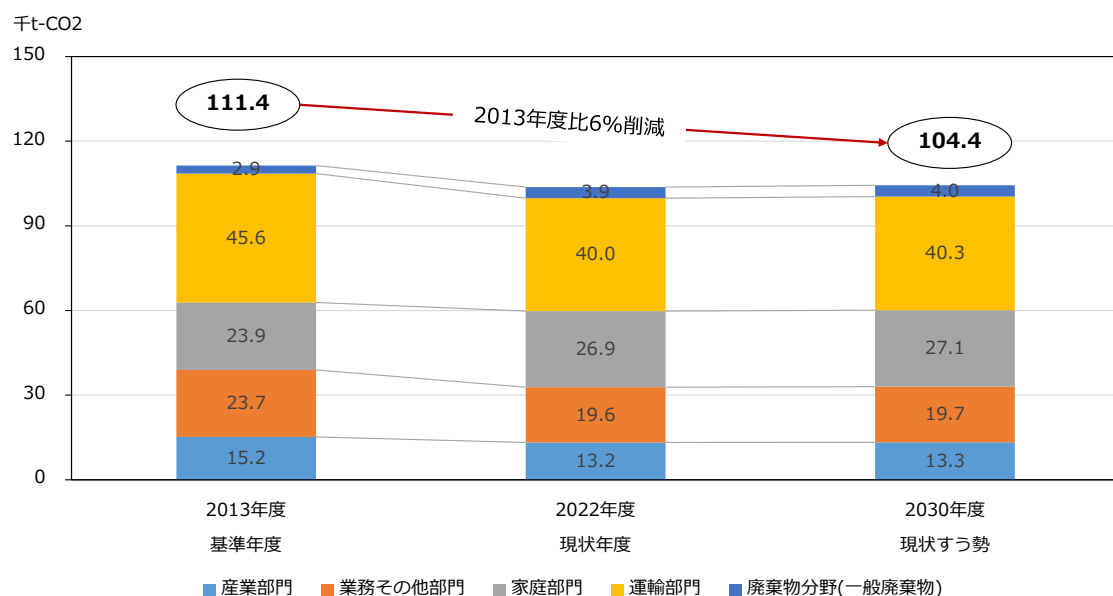


図 3-3 本町における 2030 年度現状すう勢シナリオの温室効果ガス排出量

(2) 再生可能エネルギーのポテンシャル

ア 再生可能エネルギーによる発電電力量の推移

環境省が公表する「自治体排出量カルテ」において推計された本町の再生可能エネルギーによる発電量を下図に示します。発電量のほとんどが太陽光発電であり、近年増加傾向にあります。2015年度と2023年度の発電量を比較すると、10kW未満の太陽光発電でおよそ3倍、10kW以上の太陽光発電でおよそ2倍、それぞれ発電量が増加しました。

なお、本推計値では、水力発電、地熱発電及びバイオマス発電はゼロとなっています。

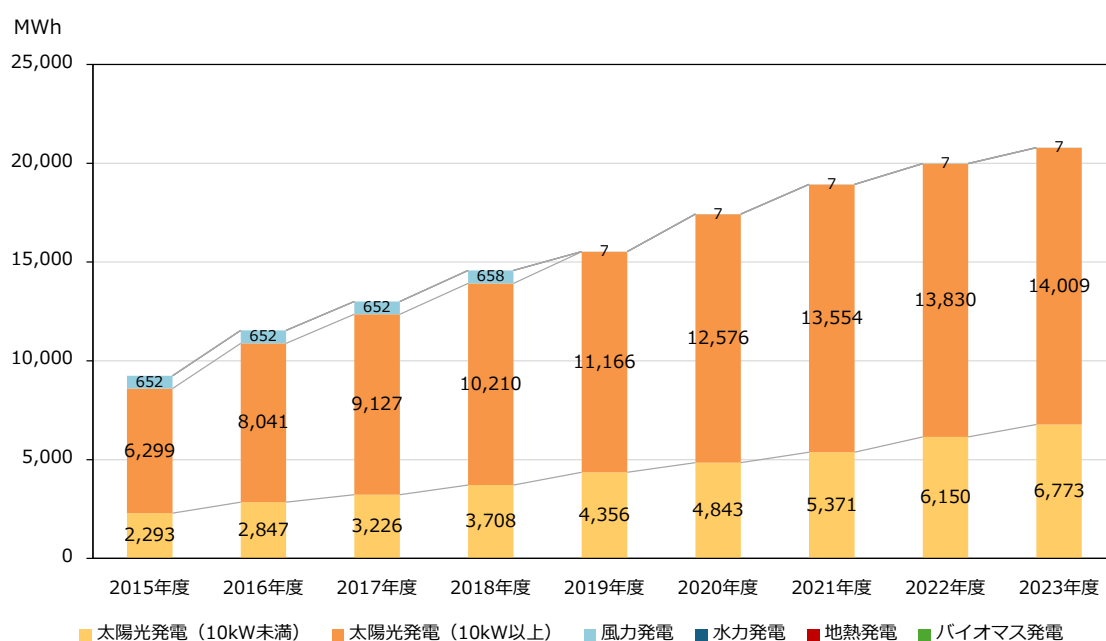


図 3-4 本町における再生可能エネルギーによる発電量の推移

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

イ 再生可能エネルギーの全体ポテンシャル

環境省が開設する REPOS（Renewable Energy Potential System）によると電気については、設備容量にして現在の約 15 倍のポテンシャルを有しており、そのほとんどが太陽光発電となります。また、利用可能熱量では、太陽光発電のほか、地中熱と太陽熱が比較的高いポテンシャルを有しています。

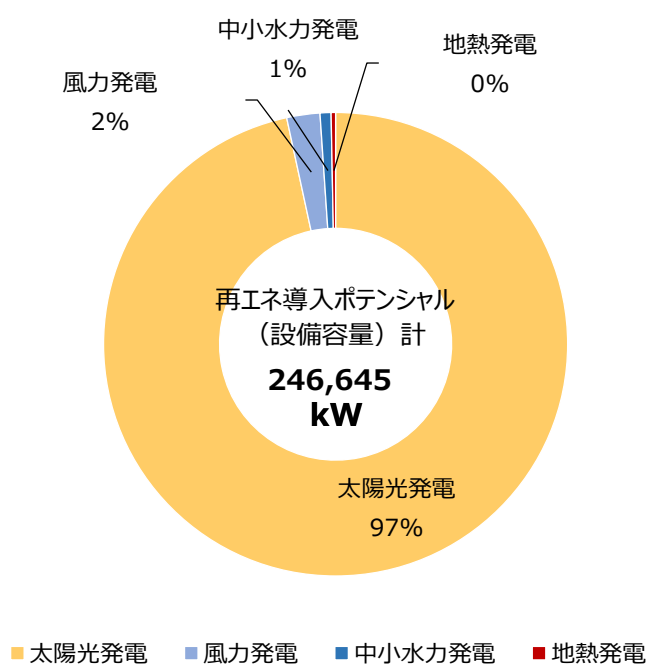


図 3-5 本町における再生可能エネルギー導入ポテンシャル（電気のみ・設備容量）

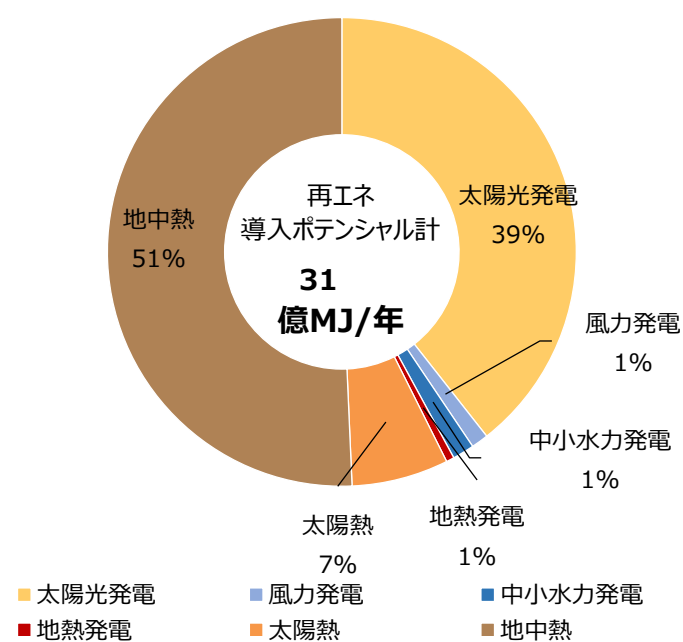


図 3-6 本町における再生可能エネルギー導入ポテンシャル(発電量・利用可能熱量)

出典：環境省「REPOS」

ウ 再生可能エネルギーのポテンシャルエリア

本町においてポテンシャルが高いとみられる太陽光発電、地中熱、太陽熱について、ポテンシャルが高いエリアは以下のとおりです。

(ア) 建物系の太陽光発電ポテンシャル

建物系の太陽光発電については、駒寄小学校周辺の住宅街エリアと南の商業施設が密集するエリアが比較的高いポテンシャルを有します。

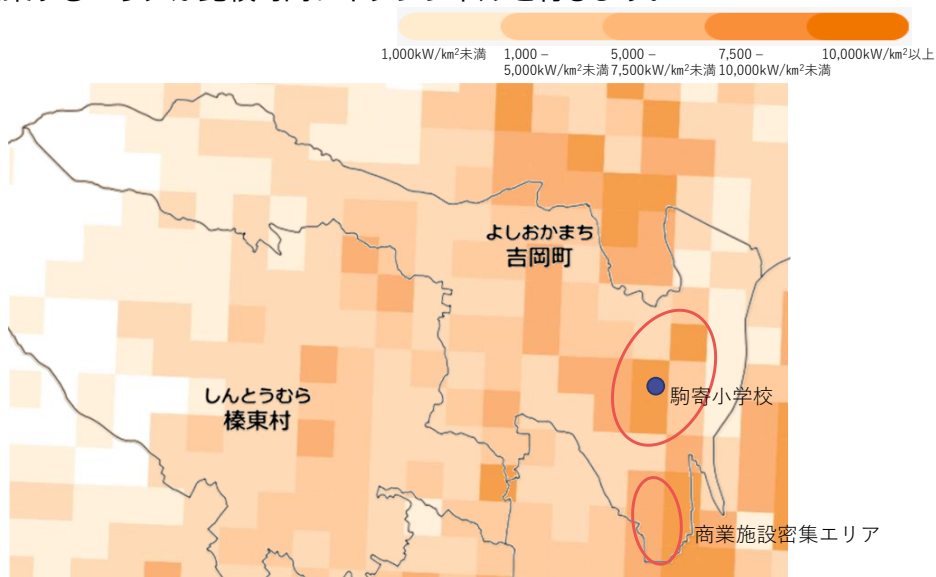


図 3-7 本町における建物系の太陽光発電ポテンシャル

(イ) 土地系の太陽光発電ポテンシャル

土地系の太陽光発電については、田畑が広がるエリアが比較的高いポテンシャルを有します。

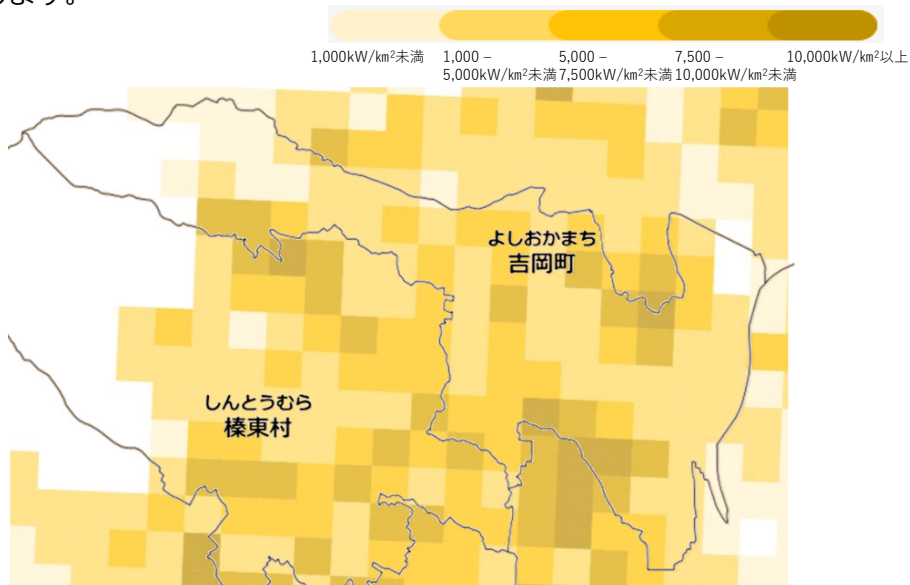


図 3-8 本町における土地系の太陽光発電ポテンシャル

出典：環境省「REPOS」

(ウ) 地中熱のポテンシャル

地中熱については、本町の西側の山間部を除き、広くポテンシャルを有します。

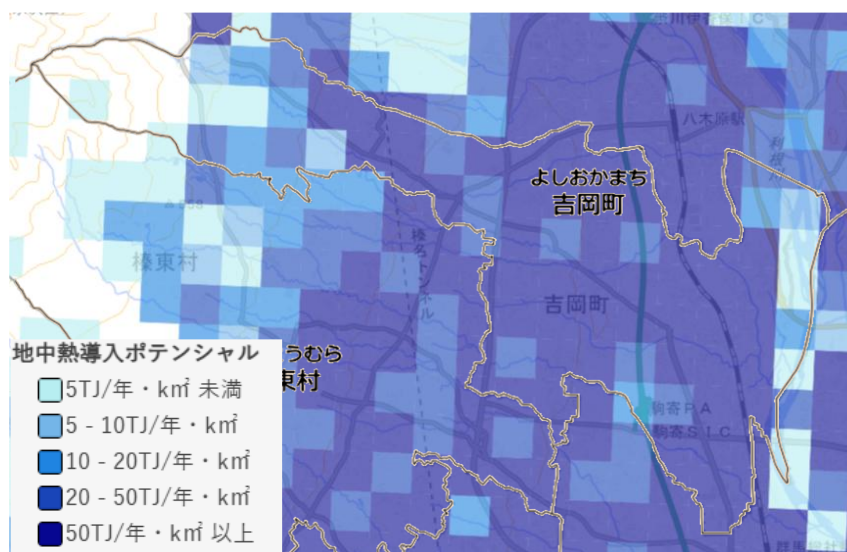


図 3-9 本町における地中熱ポテンシャル

(エ) 太陽熱のポテンシャル

太陽熱については、本町の東側の住宅エリアを中心に比較的高いポテンシャルを有します。

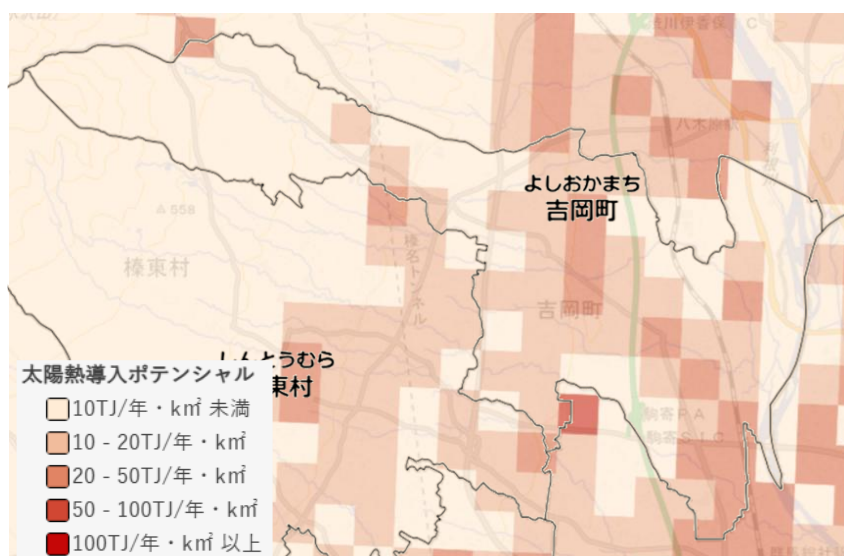


図 3-10 本町における太陽熱ポテンシャル

出典：環境省「REPOS」

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標

本町においては、国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標（2030 年度に 2013 年度比で 46%削減）や群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 の温室効果ガス削減目標（2030 年度に 2013 年度比で 50%削減）のほか、人口・世帯数の増により家庭部門／一般廃棄物の温室効果ガスの排出量が増加する傾向にある本町の特性も踏まえ、「吉岡町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた 2030 年度の中期目標を以下のとおりとします。

中期目標	2030 年度に 2013 年度比で 30%削減
-------------	---------------------------------

上記目標の達成のためには、下図のとおり現状すう勢シナリオから、26.4 千 t-CO₂ の削減が必要となります。

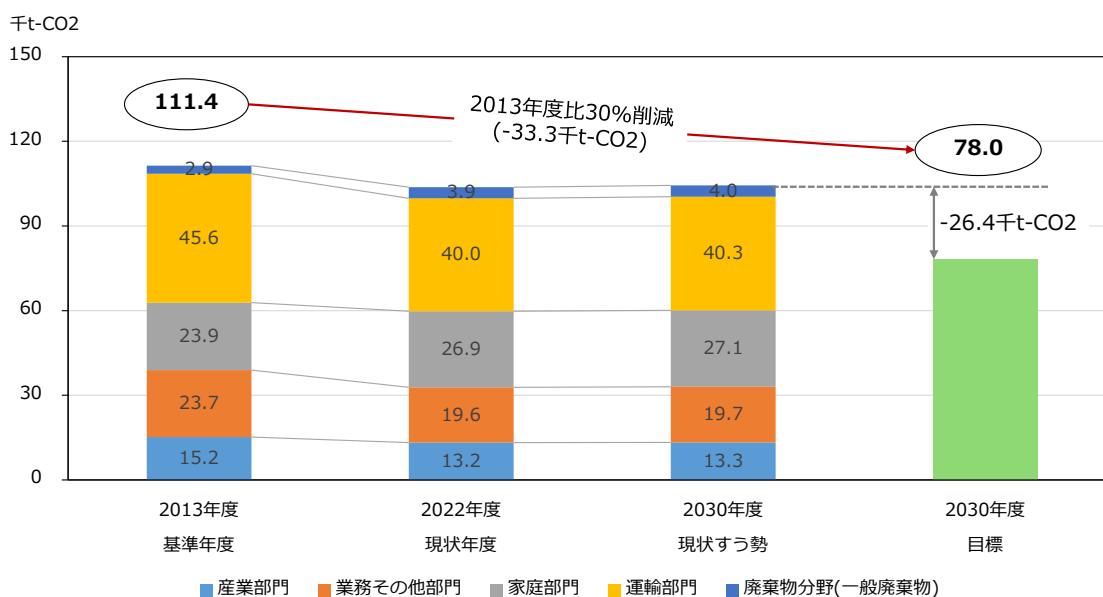


図 3-11 本町の区域施策編における温室効果ガス削減の中期目標

(4) 温室効果ガス排出量の削減施策

本町の特性やポテンシャルを踏まえて、「吉岡町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた中期目標の達成のための6つの基本施策を以下のとおり掲げます。これらの施策は町、町民、関係機関・団体と連携して推進していきます。次ページ以降で、各基本施策の内容について示します。

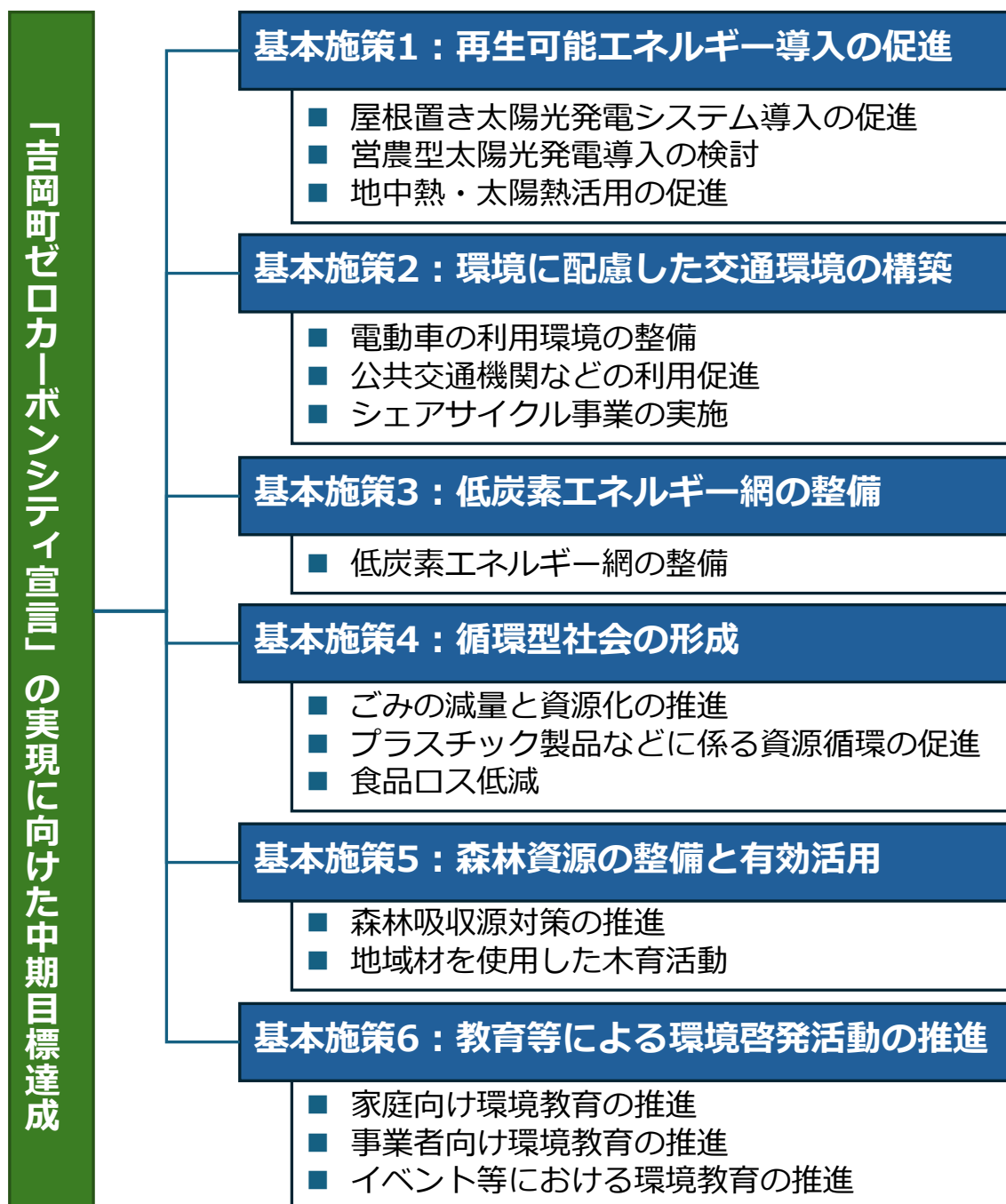


図 3-12 「吉岡町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた中期目標の達成のための6つの基本施策（区域施策編）

基本施策 1 再生可能エネルギー導入の促進

本町の地域特性やポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー導入を促進します。

地域特性としては、日照時間が長く、人口・世帯数が増加傾向であり、再生可能エネルギーポテンシャルとしては、住宅が比較的密集するエリアや田畑が広がるエリアで太陽光発電のポテンシャルが高いほか、地中熱や太陽熱のポテンシャルも高いことが挙げられます。

具体的な主要施策

■ 屋根置き太陽光発電システム導入の促進

本町は、日照時間が長く、人口・世帯数が増加傾向であることと、住宅が比較的密集するエリアでポテンシャルが高いことから、住宅向けの屋根置き太陽光発電システム導入の促進を継続して推進します。具体的には、10kW 未満の太陽光発電について、2015 年度を基準とした発電量の 24%が 2015 年度から 2023 年度にかけて毎年増加（出典：REPOS）しており、現在の補助事業が一定の成果になっているものと考えられるため、今後も同様の補助事業を推進していきます。

また、事業者に対しては、基本施策 6 で挙げる環境啓発活動による再生可能エネルギー導入の促進を検討・推進します。

■ 営農型太陽光発電導入の検討

営農型太陽光発電は、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用などによる農業経営の更なる改善が期待できる取組手法となります。

本町は、以前から農地の適正な利用及びその継続性の確保を図るため、遊休農地の再生・利用事業を推進しています。営農型太陽光発電は、温室効果ガス排出量の削減と併せて、遊休農地の再生・利用事業の推進にも寄与する取組の一つとして、今後検討を進めていきます。

■ 地中熱・太陽熱活用の促進

REPOS による再生可能エネルギーのポテンシャル調査において、太陽光発電のほか、地中熱及び太陽熱のポテンシャルも相対的に高かったことから、補助金の活用など、これらエネルギーの普及策について技術動向を見ながら検討を進めます。

目標とする管理指標	現状値（2023 年度）	目標値（2030 年度）
再生可能エネルギーの発電電力量	20,782MWh	31,447 MWh

基本施策2 環境に配慮した交通環境の構築

本町における温室効果ガス排出量の中で、最も大きい割合を占めるのは運輸部門であり、その大きな理由の一つとして自家用車の保有台数が多いことが挙げられます。そのため、自家用車に対して、その低炭素化を促進する環境の整備、代替の移動手段の利用促進を検討・推進します。

具体的な主要施策

■ 電動車の利用環境の整備

電動車と位置づけられる EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）、HV（ハイブリッド自動車）は、一般的に導入することでガソリン車よりも走行距離当たりの温室効果ガス排出量削減につながるといわれています。これらの電動車の普及には EV 充電器の整備が必要であることから、公共施設などへの EV 充電器設置を推進します。また、電動車購入費用の助成についても検討していきます。

■ 公共交通機関などの利用促進

公共交通の利便性を促進するとともに、高齢者など交通弱者の安定的な移動手段を確保する施策（タクシー運賃等助成事業「よしタク」・高校生等公共交通通学支援補助金・吉岡町高齢者 IC カード乗車券の利用に係る運賃助成事業）を実施します。また、スマートフォンやパソコンからリアルタイムの運行状況などを確認できるバスロケーションシステム（バスロケ）を活用し、町民に周知することでバスなどの公共交通の利用促進を図ります。

■ シェアサイクル事業の実施

前橋市と連携し、町内及び市街地に設置されたサイクルポートで自由に乗降できるシェアサイクル事業「cogbe」（コグベ）を実施することで、自動車由来の温室効果ガス排出量の削減につなげます。

目標とする管理指標	現状値（2023 年度）	目標値（2030 年度）
公共施設への EV 充電器の設置台数	1 台	2 台
シェアサイクル利用回数 ※ 吉岡町内から利用したもの	0 回	4,600 回

基本施策3 低炭素エネルギー網の整備

本町では、クリーンエネルギー拠点である新たな産業団地の整備（クリーンエネルギー構想）をはじめ、新規産業団地の造成を重要な事業の一つとして推進しています。

町内において低炭素なエネルギーの供給網を構築していくことは、温室効果ガス排出量の削減のみならず、クリーンで魅力的なまちづくりにもつながる重要な課題であるため、今後も検討を進めていきます。

具体的な主要施策

■ 低炭素エネルギー網の整備

炭素強度（活動量などに対する二酸化炭素排出量の比率）の低いエネルギー（低炭素エネルギー）を導入しやすい環境を整備することで、町・町民・事業者と幅広く温室効果ガス排出量が削減されることが期待されます。そのため、低炭素エネルギーを活用した新規産業団地の造成、低炭素エネルギーの公共施設などへの導入を起点とした町内への面的な低炭素エネルギー網の拡大について、実現に向けた各種検討を今後も推進していきます。

基本施策4 循環型社会の形成

ごみの4R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リヒューズ（不要なものを断る））に取り組み、資源物や生ごみの排出抑制を推進することで、町民の環境負荷に対する意識の向上を図るとともに、ごみの減量・資源化、適正処理に努めます。

具体的な主要施策

■ ごみの減量と資源化の推進

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リヒューズ（不要なものを断る）の推進や、ごみ出しルールの周知・啓発により、適正なごみの処理に努めるほか、生ごみ処理機器の購入費用の一部を補助し、各家庭から排出される生ごみの削減・抑制を図ります。

また、資源物の拠点回収、集団回収、宅配便を利用したパソコン・小型家電の回収、廃タイヤ・バッテリー及び小型家電回収を実施し、資源化を推進します。

■ プラスチック製品などに係る資源循環の促進

プラスチック類の分別収集を促進するとともに、企業・団体と協働し、各家庭から排出される使用済ペットボトルをリサイクルすることで、化石由来原料の使用量削減と温室効果ガス削減を推進します。

■ 食品ロス低減

食品ロスへの対策として各家庭で余っている食品を地域の福祉団体や施設へ寄付する「フードドライブ」や「フードサポート事業」などを推進します。また、食材の使い切りなどを意識した食品ロス削減に努めます。

目標とする管理指標	現状値（2023年度）	目標値（2030年度）
1人1日あたりごみ排出量	899g	805g
リサイクル率	6.1%	13.6%

基本施策5 森林資源の整備と有効活用

本町にとって森林は、生活環境基盤と林産物の生産など多方面な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついています。さらには、二酸化炭素の吸収源でもあることから、地球温暖化の防止を果たす役割を有します。

本町では、適切な整備によって森林資源の保全を進めていくとともに、森林資源を活用した木育活動を通して、町民の環境啓発を推進していきます。

具体的な主要施策

■ 森林吸収源対策の推進

森林吸収源対策（詳細は、以下「<コラム> 森林吸収源対策について」を参照）を通じて、二酸化炭素の吸収源としての森林の維持を図ります。

■ 地域材を使用した木育活動

森林環境譲与税などを活用して地域材を使用した木のおもちゃなどのノベルティを作成し、町民の地球温暖化対策への意識を啓発します。

目標とする管理指標	現状値（2023 年度）	目標値（2030 年度）
1 人あたりの都市公園等面積	5.5 m ² /年	6.9 m ² /年
母子手帳交付時のノベルティ 配布率	0%	100%

<コラム> 森林吸収源対策の推進について

温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置として、森林吸収源対策の推進が挙げられます。

町内の森林を対象として、以下の森林吸収源対策を推進していきます。

吸収源対策	主な対策と措置
健全な森林の整備	必要な間伐の実施や、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備の推進
	林道など森林作業道が適切に組み合わせられるとともに、自然環境の保全にも配慮した路網の整備
	自然条件等に応じた伐採と広葉樹の導入等による針広混交林化等の推進
保安林等の適切な管理・保全等の推進	保安林制度による規制の適正な運用、保安林の計画的指定、保護林制度等による適切な保全管理や NPO 等と連携した自然植生の保全・回復対策の推進
	山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計画的な推進
	森林病虫獣害の防止、林野火災予防対策の推進
効率的かつ安定的な林業経営の育成	森林所有者・境界の明確化、森林施業の集約化の推進
都市緑化等の推進	道路、河川・砂防、町営住宅、町施設等における緑化
	建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出

基本施策6 教育等による環境啓発活動の推進

地球温暖化対策を推進していく上では、ハード面の施策のみならず、町・町民・事業者の自らが率先して地球温暖化対策を進めていくための環境啓発活動も重要となります。町内の小中学生を対象とした環境教育やエコな料理を学ぶ体験会など、町民や事業者参加型の環境啓発を推進していきます。

具体的な主要施策

■ 家庭向け環境教育の推進

小中学生を対象として、主体的な省エネルギー活動の促進を目的とした環境教育や家庭での日々の食事の中で実践できるエコな料理を学ぶ体験会など、家庭向けの環境教育を事業者などと共に検討・推進します。

■ 事業者向け環境教育の推進

近年、多くの国内中小企業が、SBT（Science Based Targets）と呼ばれるパリ協定が定める基準と整合した温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その目標に向かって取り組んでいます。こうした国内の企業の動きや先行して取組を進めている事例を町内の事業者に共有することで、各町内事業者の温室効果ガス排出量の削減の取組を促進します。

■ イベント等における環境教育の推進

よしおかふるさと祭りなどのイベント行事において環境学習ブースを出店し、地球温暖化問題の周知を図ります。

目標とする管理指標	現状値（2023年度）	目標値（2030年度）
環境学習会・ワークショップなどの開催数	0回/年	3回/年

<コラム> 日ごろの行動による二酸化炭素削減量

一人ひとりの小さな取組の積み重ねが大きな効果を生むものになります。

日常生活や事業活動、経済活動のさまざまな場面ごとに求められる取組について、以下のような具体例・二酸化炭素削減量の目安を示します。

① 部屋編

行動	二酸化炭素削減量
テレビを見ないときは消す。	13g
1 日 1 時間パソコンの利用を減らす。(デスクトップ型パソコン)	13g
主電源をこまめに切って待機電力を節約する。	65g
夏の冷房時の設定温度を 26℃から 28℃に 2℃高くする。	83g
冬の暖房時の設定温度を 22℃から 20℃に 2℃低くする。	96g

※数字は、1 人 1 日当たりの削減量

② 自動車編

行動	ガソリン節約量	二酸化炭素削減量
ふんわりアクセル「eスタート」。	84l	193kg
タイヤの空気圧不足(-0.5kg/cm ²)を適正に調節する。	23l	53kg
10 分間のアイドリングをやめる。	47l	108kg
不要な荷物を(10 kg)をおろす。	2.5l	5.8kg

※数字は、1 年間の削減量

③ キッチン編

行動	二酸化炭素削減量
炊飯器の保温をやめる。	37g
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する。	5g
冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない。	18g
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する。	19g

※数字は、1 人 1 日当たりの削減量

③ 風呂編

行動	二酸化炭素削減量
シャワーの利用時間を 1 日 1 分短くする。	74g
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす。	7g
入浴は間隔をあけずに行う。	86g
使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める。	15g

※数字は、1 人 1 日当たりの削減量

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

第4章 事務事業編

(1) これまでの温室効果ガス排出量と削減取組の状況

ア 前計画の概要（事務事業編）

前計画では、2018年度の排出量 1,898 t-CO₂ を基準として、2020年度から2029年度にかけて毎年度1%ずつ削減し、2029年度に 1,708t-CO₂ まで削減する目標を掲げていました。



※前回の計画から算定方法を見直したことに伴い、基準年度の排出量と目標年度の排出量目標を更新しています。

イ 事務・事業に伴う温室効果ガスの排出状況

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2018 年度において 1,898t-CO₂ となっています。過去からの推移を見ると、一度減少した後に増加傾向となり、2022 年度は 2018 年度と同じ水準でしたが 2023 年度は再び減少に転じ、2024 年度は微増しています。

2024 年度の排出量は 1,748t-CO₂ であり、2018 年度の排出量に対して 8%削減されており、前計画の 2024 年度での排出量目標水準を達成しています。

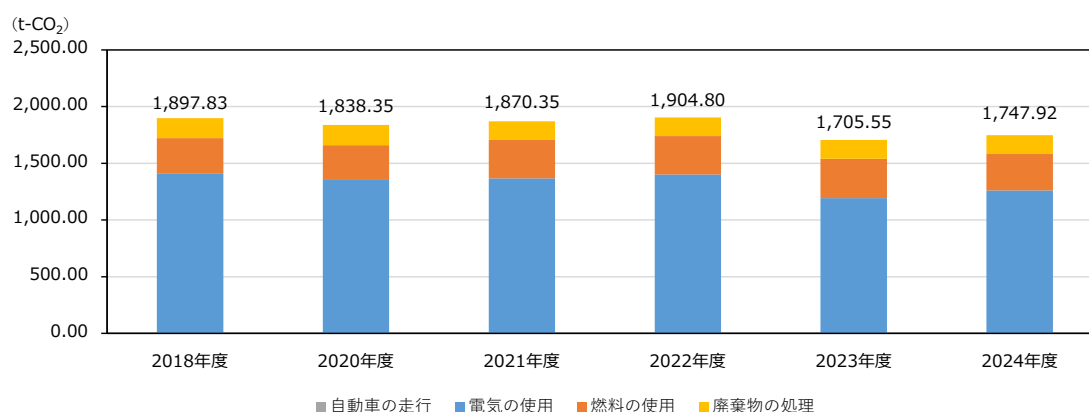


図 4-1 本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

表 4-1 本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移と内訳

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	基準年比
電気の使用	1,404.92	1,352.43	1,365.71	1,398.67	1,191.99	1,260.32	-10%
燃料の使用	315.37	306.51	338.86	340.11	346.79	319.49	1%
ガソリン	37.20	30.33	32.87	32.72	33.23	29.22	-21%
灯油	63.40	85.90	79.39	64.40	79.79	50.95	-20%
軽油	4.66	2.33	2.12	2.82	3.18	4.26	-9%
A重油	205.96	183.06	217.53	237.02	226.72	231.43	12%
LPG	4.16	4.89	6.95	3.15	3.87	3.63	-13%
自動車の走行	1.62	1.30	1.29	1.45	1.08	1.19	-26%
普通・小型乗用車	0.28	0.23	0.23	0.31	0.11	0.09	-68%
軽乗用車	0.39	0.38	0.37	0.41	0.31	0.42	9%
小型貨物車	0.32	0.17	0.14	0.14	0.15	0.10	-69%
軽貨物車	0.34	0.37	0.36	0.38	0.33	0.36	4%
バス	0.24	0.13	0.17	0.17	0.16	0.19	-20%
小型貨物車	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	28%
普通・小型特種用途車	0.04	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	-44%
廃棄物の処理	175.92	178.11	164.49	164.57	165.68	166.92	-5%
産業廃棄物の焼却（下水汚泥）	54.52	55.63	42.87	44.67	39.39	41.40	-24%
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	118.82	119.90	119.90	119.90	125.51	125.51	6%
自動車用エアコンディショナー（廃棄時）	2.57	2.57	1.72	0.00	0.78	0.00	-100%
合計	1,897.83	1,838.35	1,870.35	1,904.80	1,705.55	1,747.92	-8%

使用用途別では、電気の使用による排出量が1,260t-CO₂と約72%を占め、次いで燃料の使用約18%、廃棄物の処理約10%となっています。

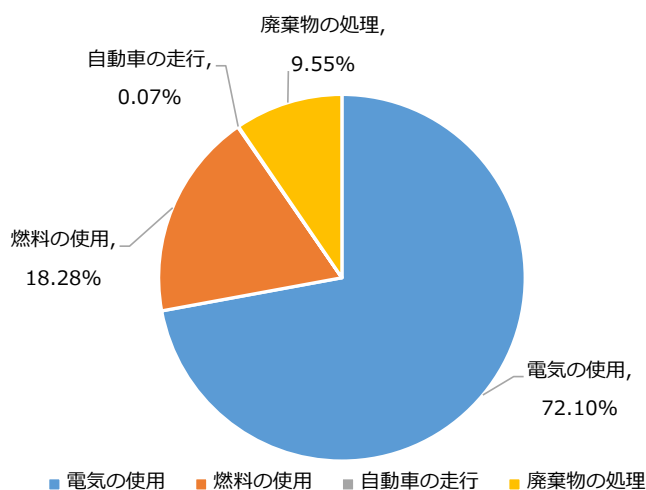


図 4-2 使用用途別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2024 年度）

総排出量の約72%を占める「電気の使用」に関して施設別の内訳は下図のとおりです。小倉揚水機場、上水道、文化センターが多く電気を使用していることが分かります。

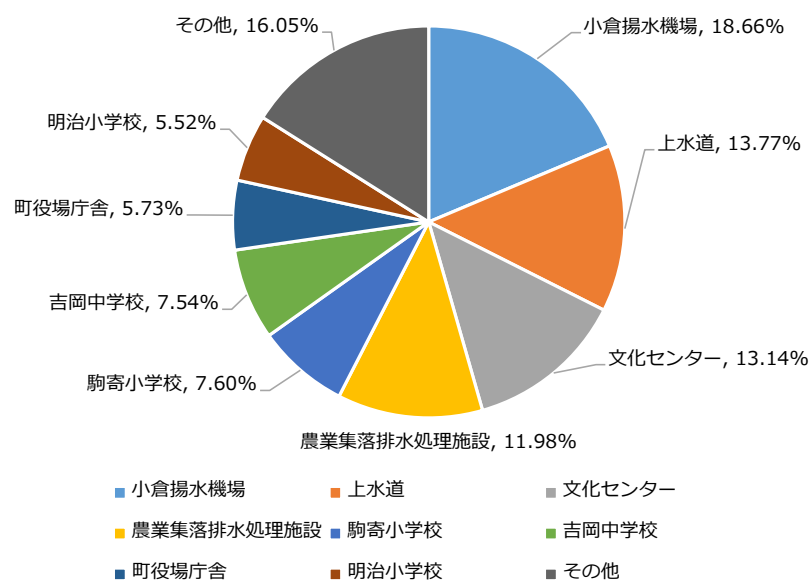


図 4-3 「電気の使用」の施設別内訳割合（2024 年度）

また、燃料の使用のエネルギー種別の内訳は、A 重油が約 72%を占め、次いで灯油約 16%、ガソリン約 9%となっています。

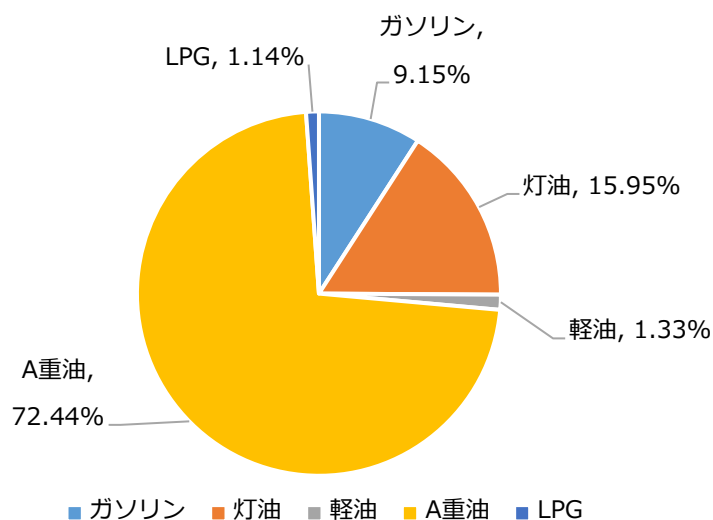


図 4-4 エネルギー種別の「燃料の使用」の内訳割合（2024 年度）

エネルギー種別の中で割合の多い「A 重油」に関して施設別の内訳は下図のとおりです。給食センターが約 74%と大部分を占めています。

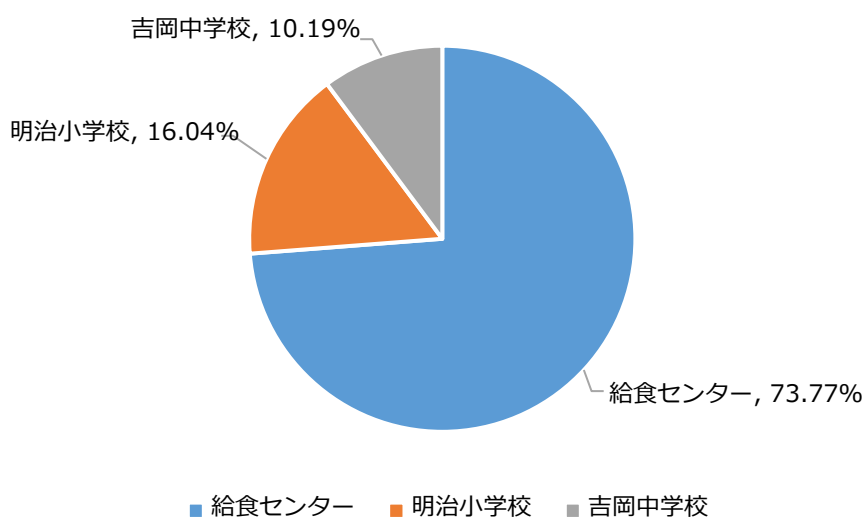


図 4-5 「A 重油」の施設別内訳割合（2024 年度）

ウ 排出量の増減の主な要因

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を分析しました。

総排出量が増加傾向にあった 2020 年度から 2022 年度までは、燃料の使用による排出量が増加しています。

一方、2022 年度から 2023 年度では総排出量が減少しており、これは主に電気の使用による排出量の減少に起因するものです。

また、2023 年度から 2024 年度は電気の使用による排出量が増加しているものの、燃料の使用による排出量は減少しています。

➤ 燃料の使用による排出量について

燃料の使用による排出量の増加は、主に A 重油の使用量の増加に起因しており、2021 年度、2022 年度における増加とともに新型コロナウイルスの警戒度が下がったことにより、施設などの稼働時間が増加した影響によるものです。

2023 年度から 2024 年度における燃料の使用による排出量の減少は、主に灯油の使用量の減少に起因しており、庁舎の冷暖房を灯油使用の機器から電気使用の機器へ更新したことが主な要因です。

➤ 電気の使用による排出量について

2022 年度から 2023 年度の電気の使用に関する排出量の減少については排出係数の低減に起因するもので、使用量はほぼ横ばいとなっています。

また、2023 年度から 2024 年度の電気の使用に関する排出量の増加については、排出係数の増加に起因するものです。使用量はわずかに減少しています。

エ これまでの温室効果ガスの排出削減の取組

前計画で掲げた取組内容等に基づき、以下の取組について検討・実施を進めました。

表 4-2 これまでの取組

削減項目	具体的な取組内容
① 施設などにおけるエネルギーの使用の削減	・ 勤務時間前後や昼休みの必要照明以外の消灯 ・ 個別空調の導入 ・ 空調温度の適正化 ・ 昼休みや長時間使用しない時の OA 機器の電源オフによる待機電力の削減
② 公用車利用における環境負荷軽減（ガソリン・軽油の使用量の削減、走行距離の短縮）	・ アイドリングストップ、急発進の防止などのエコドライブの推進 ・ 公用車の適正利用
③ グリーン購入対策	・ グリーン購入指針に基づいた製品調達の推進
④ ごみ排出量抑制、リサイクルの推進	・ ごみの分別の徹底、減量化、資源化 ・ 再生利用や長期使用が可能な製品の購入による廃棄物の発生抑制 ・ コピー用紙など、用紙類の使用削減
⑤ 町有施設の建設、施設・設備の取組	・ 施設の壁面や敷地への植栽など、周辺の緑化の推進 ・ 節水の励行や雨水の有効利用の推進など、水道使用量の削減 ・ 太陽光を活用した再生可能エネルギーの導入（詳細は表 4-3、図 4-6） ・ LED 照明の導入（詳細は表 4-4）

削減項目	具体的な取組内容
⑥ その他の取組	- 緑地の保全、町内の緑化推進 - 公共交通機関の利用、地球温暖化の抑制に貢献できる取組の普及啓発

表 4-3 町有施設における再生可能エネルギー導入実績

施設	担当課	導入開始年	導入した再生可能エネルギー
町役場庁舎	企画財政課	2009年度	太陽光発電
よしおか温泉 リバートピアよしおか	産業観光課	1999年度	太陽光発電



図 4-6 町役場庁舎の太陽光発電

表 4-4 町有施設における LED 導入実績

施設	担当課	導入開始年	LED化率
町役場庁舎	企画財政課	2019年度	100% ※1
コミュニティセンター	企画財政課	2022年度	25%
保健センター	健康福祉課	2025年度	100%
明治第1学童クラブ施設	健康福祉課	2024年度	5%
明治第2学童クラブ施設	健康福祉課	2021年度	100%
駒寄第3学童クラブ施設	健康福祉課	2016年度	100%
地域福祉交流拠点施設	健康福祉課	2016年度	100%
老人福祉センター	健康福祉課	2011年度	15%
隣保館	健康福祉課	2024年度	5%
よしおか温泉リバートピア吉岡	産業観光課	2017年度	55%
道の駅よしおか温泉	産業観光課	2017年度	67%
城山みはらし公園	建設課	2019年度	100%
上ノ原浄水場	上下水道課	2024年度	100%
明治小学校	教育委員会事務局	2021年度	100%
駒寄小学校	教育委員会事務局	2025年度	100%
吉岡中学校	教育委員会事務局	2025年度	100%
給食センター	教育委員会事務局	2025年度	1%
文化センター	教育委員会事務局	2023年度	40%
文化財センター	教育委員会事務局	2019年度	100%
社会体育館	教育委員会事務局	2015年度	100%
明治地区児童屋内体育施設	教育委員会事務局	2021年度	100%

※1 吉岡町役場においては、庁舎周りガーデンライト、庁舎出入口照明を除く

(2) これからの温室効果ガス排出量の削減目標と削減施策

ア 温室効果ガスの削減目標

前計画策定時からの温室効果ガスの削減実績や昨今の社会情勢を踏まえ、前計画の目標であった 2029 年度に 2018 年度比で 10%削減（2018 年度を基準として 2020 年度から 2029 年度にかけて毎年度 1 %ずつ削減）から、2030 年度に向けた新たな本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

今回の設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標（2030 年度に 2013 年度比で 46%削減（1 年度当たり 2.7%））や政府実行計画における温室効果ガス削減目標（2030 年度に 2013 年度比で 50%削減（1 年度当たり 2.9%））のほか、他市町村のように人口減少に伴う公共施設の統廃合による温室効果ガス排出量の減少が見込みにくい本町の実態を踏まえ、「吉岡町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、以下の野心的な目標とします。

中期目標	2030 年度に 2018 年度比で 30%削減 (1 年度あたり 2.5%)
-------------	--

表 4-5 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2018年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガス排出量	1,898t-CO ₂	1,328t-CO ₂
削減率	—	30%

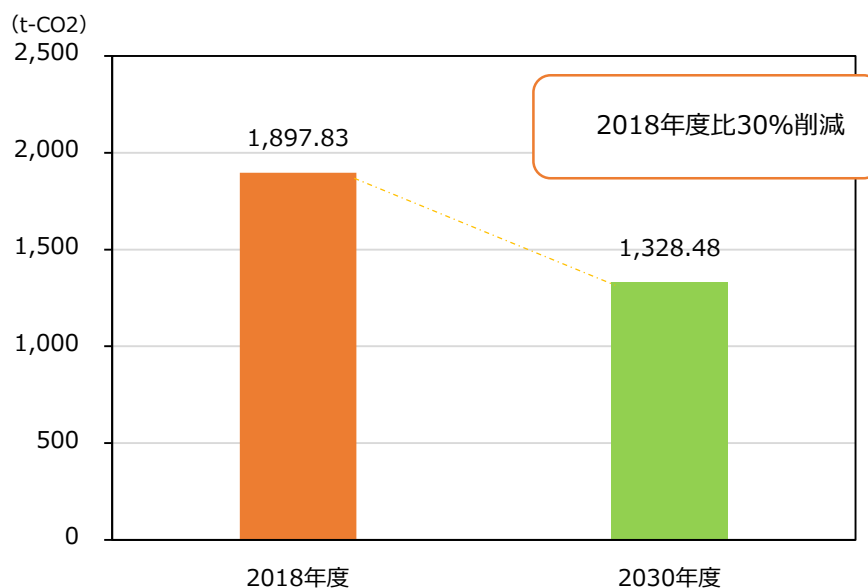


図 4-7 本町の事務事業編における温室効果ガス削減の中期目標

イ 目標達成に向けた取組

地球温暖化対策に関する施策は、庁内連携を図って推進していきます。また、啓発活動を通して町民や事業者にも取組を周知し、町全体で公共施設などの温室効果ガス削減を目指します。

本町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を進めます。次ページ以降で、各取組の内容について示します。

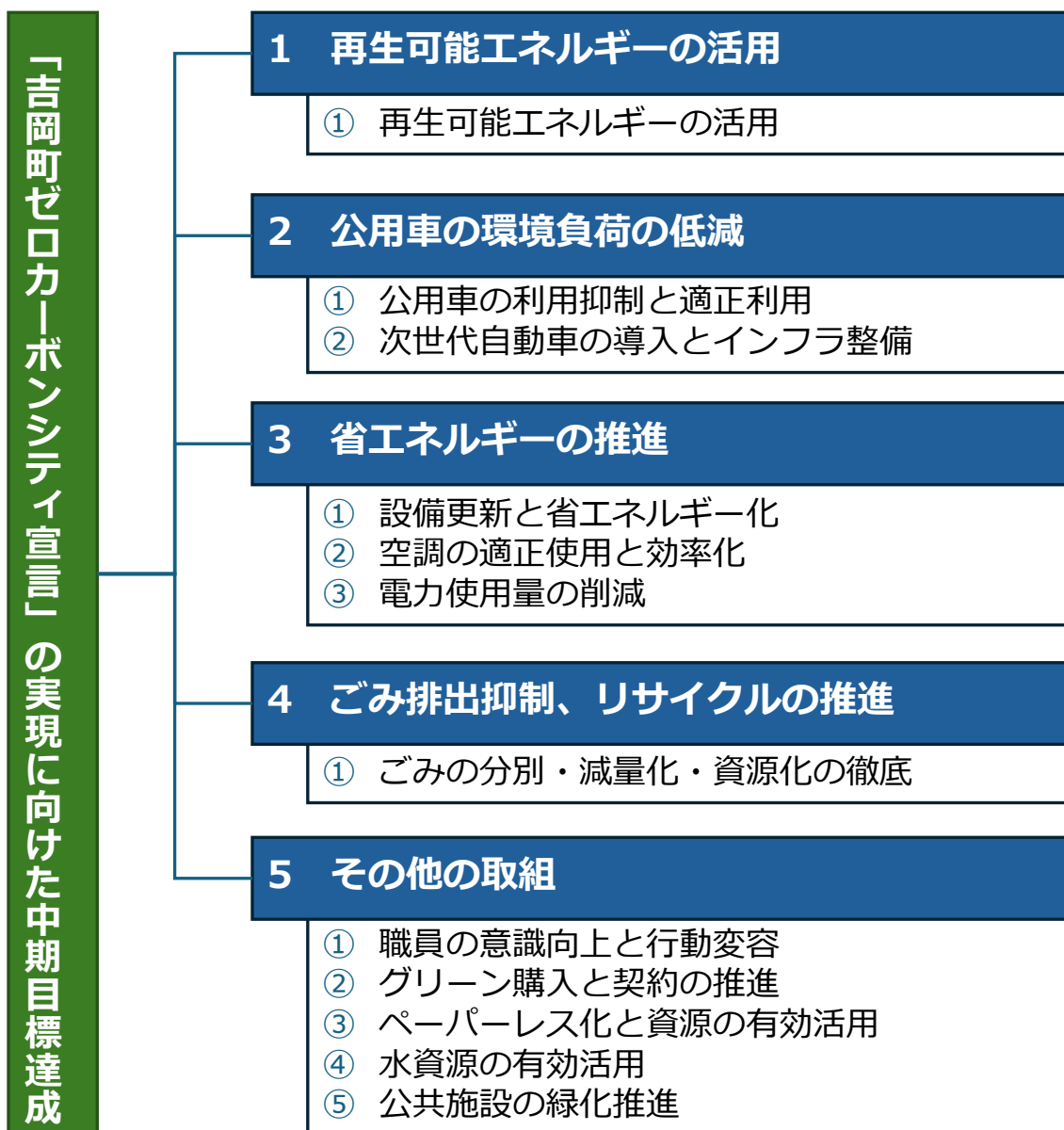


図 4-8 「吉岡町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた中期目標の達成のための 5 つの取組（事務事業編）

下記取組のうち太字下線部分に関しては、排出量削減への寄与が比較的大きいことが想定されるため、取組を特に推進していきます。

1 再生可能エネルギーの活用

① 再生可能エネルギーの活用

- 公共施設の新設・更新等の際には、太陽光や地中熱、太陽熱を活用した再生可能エネルギーの導入やクリーンエネルギーの活用を推進します。
- 既存の公共施設については、太陽光や地中熱、太陽熱を活用した再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、導入が難しい場合は、再生可能エネルギー由来の電力への切替えによるオフセットについても検討・推進することで、公共施設で使用する電力の脱炭素化に努めます。
また、構造等により太陽光パネルの設置が難しい公共施設については、ペロブスカイト太陽電池の実用化の動向に注視し、導入を検討します。

2 公用車の環境負荷の軽減

① 公用車の利用抑制と適正利用

- ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めます。
- 職員の移動・出張の際には公共交通機関の利用などに努め、公用車の利用抑制、適正利用に努めます。
- 公用車の利用の際は、急発進、急加速の抑制や無駄なアイドリングの停止、エアコンの適切利用などのエコドライブを推進します。

② 次世代自動車の導入とインフラ整備

- 公用車の使用による温室効果ガス低減のため、公用車の更新時には、種別・用途等により代替可能な EV、FCV、PHV などの次世代自動車がない場合を除き、これらの次世代自動車導入 100%を目指します。
また、公共施設への EV 充電設備などの設置拡大を推進し、町内の充電インフラ拡充に努めます。

3 省エネルギーの推進

① 設備更新と省エネルギー化

- 農業集落排水事業区域を公共下水道事業区域に編入することで、農業集落排水処理施設由来の温室効果ガス排出量を大幅に削減します。
また、これにより下水汚泥の処理による温室効果ガス排出量を 2030 年度までにゼロにし、2030 年度の廃棄物の処理による温室効果ガス排出量を 2018 年度比で約 28%削減を目指します。
- 公共施設の設備の新設・更新時には、省エネルギー基準に準拠した設備やエネルギー効率の高い設備の導入を検討・推進します。
- 公共施設の照明設備を、2030 年度までにすべて LED 化することで、2030 年度の電気の使用による温室効果ガスの排出量を 2018 年度比で約 25%の削減を目指します。
- 公共施設の新設・更新時には、BEMS（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）や ZEB（ゼロ・エネルギー・ビルディング）などの省エネルギー型の建築を検討・推進するほか、既存の公共施設へのコージェネレーションシステムなどの省エネ設備の導入についても検討していきます。

② 空調の適正使用と効率化

- クールビズやウォームビズを励行し、空調温度の適正化を行います。
- 個別空調に切り替え、使用していない部屋の空調使用を控えます。
- 夏季は日よけなどを設置し、節電を推進します。

③ 電力使用量の削減

- 小倉揚水機場の施設管理・運用方法を見直すことにより、電力使用量の削減を図ります。
- 農業集落排水処理施設の統廃合により、電力使用量を削減します。
- 勤務時間前後や休憩時間は必要な照明以外の消灯に努めます。
- 自然光を取り入れることができる場所は業務に支障のない範囲で消灯を行います。
- 人感センサーなどを導入し、電気のつけっぱなしを防止します。
- OA 機器は昼休みや長時間使用しない時には電源を切ります。
- 退庁時に可能な範囲でコンセントを抜くことで待機電力を削減します。
- OA 機器の更新をする際は、電力消費の少ないものに切り替えます。

4 ごみ排出抑制、リサイクルの推進

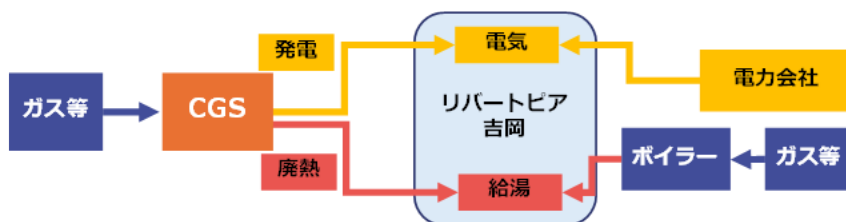
① ごみの分別・減量化・資源化の徹底

- 職員のごみの分別や減量化・資源化の徹底をします。
- 業務以外で発生した職員の個人的なごみ（弁当・ペットボトルなど）は、持ち帰りを徹底します。
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に従い、フロン類を使用した製品の適正管理を行います。

＜コラム＞ コージェネレーションシステム

コージェネレーションシステム(Cogeneration System、以下 CGS)は、オンサイトで電気をつくり、同時に発生する廃熱を給湯などに有効利用する分散型エネルギーシステムです。省エネルギー性に加えて事業継続性の向上が期待できます。

本計画策定にあたり、熱需要の大きいリバートピア吉岡において、CGS を導入した際にどの程度の CO₂ 削減効果が期待できるのか試算を行ったところ、約 7.3 t-CO₂/年の CO₂ 削減効果※が期待できる結果となりました。



※試算に当たっては、CGS で発生した電気はリバートピア吉岡の電源として利用し、廃熱については温泉の給湯（熱源）として利用することを想定しており、本格的な導入に当たっては詳細調査が必要となります。

5 その他の取組

① 職員の意識向上と行動変容

- 職員は、エレベーターの使用を原則禁止とします。
- 職員の節電運動を推進します。

② グリーン購入と契約の推進

- グリーン購入指針に基づいた製品調達を推進します。
- 再生利用や長期使用が可能な製品、廃棄時の方法を考慮したものを優先して購入します。
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づいて「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針」を検討し、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を推進します。

③ ペーパーレス化と資源の有効活用

- パンフレット・リーフレットなどの電子化、役場や学校などから発出する書類のペーパーレス化を推進することで、用紙類の削減を推進します。
- 両面印刷、裏面の利用を徹底します。
- 封筒の再利用に努めます。

④ 水資源の有効活用

- 節水を励行し、水道使用量の削減を行います。
- 公共施設に浄水型ウォーターサーバーを設置し、マイボトルへの給水を通じた意識浸透と行動変容に取り組むことで使い捨てプラスチックの削減を推進するとともに、日常的な節水を呼びかけます。

⑤ 公共施設の緑化推進

- 緑のカーテンや敷地への植栽など、公共施設の緑化を推進します。

<コラム> EV 化による二酸化炭素排出量の削減効果

一般的に、ガソリン車を EV に変えることで、走行距離当たりの CO₂ 排出量が削減されるといわれています。以下のような想定でガソリン車を EV に変更した場合、簡易な試算ですが、年間の 1 台当たりの CO₂ 排出量は約 64%削減となります。

【想定ケース】 月間 1,000km 走行、年間 12,000km 走行の場合

ガソリン車

燃費 14.6 km/L
(WLTCモード,カタログ値,Eモデル(4A/T))

年間CO₂排出量を計算すると
「燃料の使用(ガソリン)」の排出量への計上：
約 1.907 t-CO₂ /年※¹

※¹ ガソリンCO₂排出係数：2.32kg-CO₂/Lで計算

年間ガソリン代を計算すると
約 135,600円/年※²

※² ガソリン単価：165円/Lで計算

EV

電力量消費率 127 Wh/km
<7.9km/kWh>
(WLTCモード,カタログ値)

年間CO₂排出量を計算すると
「電気の使用」の排出量への計上：
約 0.695 t-CO₂ /年※³

※³ 排出係数：0.456 kg-CO₂/kWh
(東電標準メニューの場合)で計算

年間電気代を計算すると
約 38,100円/年※⁴

※⁴ 電力単価：25円/kWhで計算

年間CO₂排出量
▲約64%

年間燃料費
▲約72%

第5章 計画の推進体制・進捗管理

(1) 計画の推進体制

ア 庁内組織

本町では、広範多岐にわたる各種の地球温暖化防止対策を総合的、計画的に実施するため、庁内の横断的連携を図る「吉岡町地球温暖化対策推進委員会」を設置し、本計画を着実に推進していきます。

イ 町民・事業者などとの連携

地球温暖化防止対策を総合的に実施するためには、庁内の全部署のほか、町民、事業者、国・県・他自治体、外部関連機関・団体との協働が必要です。本計画に挙げる施策の検討・実施を通して、それぞれの関係者との協働体制の構築・推進を図ります。

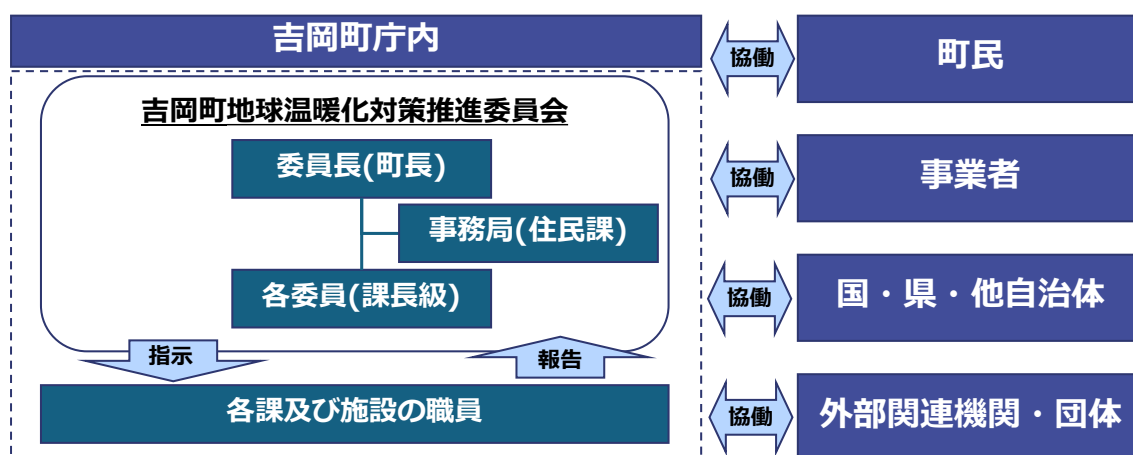


図 5-1 本町における地球温暖化対策の推進体制

(2) 計画の進捗管理

本町は、「地球温暖化対策実行計画 PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクル」に基づき、年度毎に計画どおりに実施できたかを点検・評価し、併せて社会情勢や技術動向も見ながら、翌年度の取組に反映します。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、本計画の見直しに向けた PDCA も推進します。

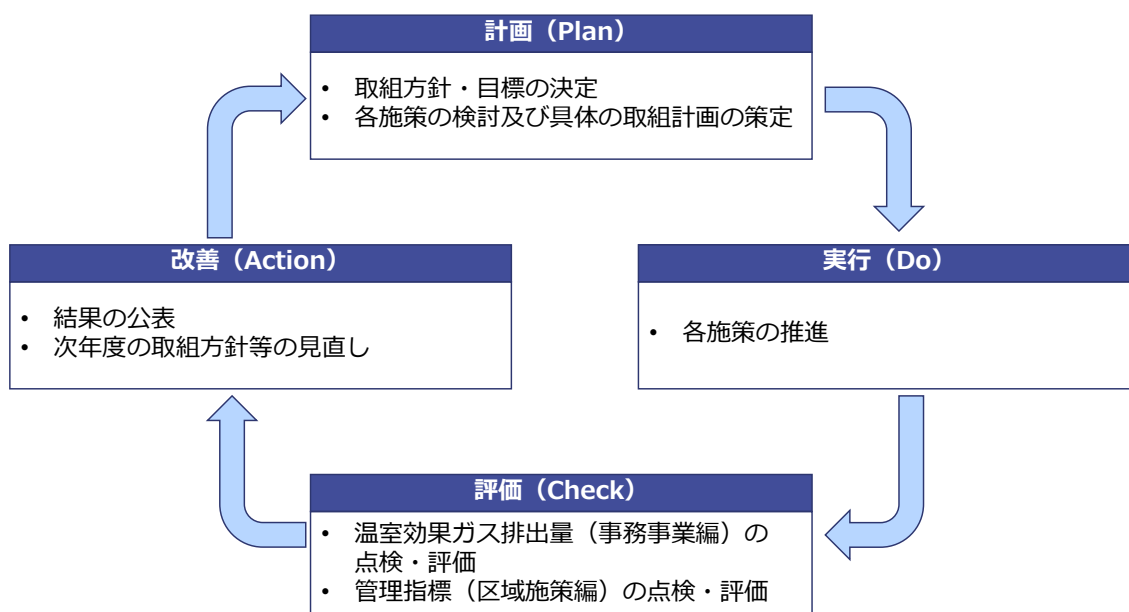


図 5-2 毎年度の地球温暖化対策実行計画 PDCA サイクル

【資料編】

本計画で使用される地球温暖化対策に関する用語を解説しています。

ア行

SBT (Science Based Targets)

パリ協定が目指す「世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて 1.5℃以内に抑える」目標と整合した、科学的根拠に基づいて設定される温室効果ガス排出削減目標のことです。

主に企業を対象として、事業活動に伴う温室効果ガス排出量について、一定期間内に達成すべき削減水準を定量的に示すもので、国際的な枠組みとして「Science Based Targets initiative (SBTi)」により運営・認定されています。

エネルギー起源 CO₂

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される CO₂。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9 割弱）を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や、市町村の事務・事業関連では「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出される CO₂ は、非エネルギー起源 CO₂ と呼ばれます。

温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質です。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃) の 7 種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

温室効果ガス総排出量

地球温暖化対策推進法第 2 条第 5 項にて、「温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の CO₂ に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量」とされる温室効果ガス総排出量のことです。

オフセット

排出される温室効果ガスの排出を、まず、できるだけ削減するように努力をした上で、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量などを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

力行

活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のことです。地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められています。

具体的には、燃料の使用に伴うCO₂の排出量を算定する場合、ガソリン、灯油、都市ガスなどの燃料使用量[L、m³など]が活動量になります。また、一般廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になります。

コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LPガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことです。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用することができます。

サ行

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）で「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

再生可能エネルギーポテンシャル

再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮した上で推計された、再生可能エネルギー資源量のことです。

タ行

地球温暖化係数

CO₂を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字のことです。CO₂に比べCH₄は約28倍、N₂Oは約265倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。

ナ行

日本の約束草案

平成 27 年 7 月に 2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

ネット・ゼロ

CO₂を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすることです。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指します。

ハ行

排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録で示されている「活動量」(例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量)に、「排出係数」を掛けて求めます。

排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で定められています。

< https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html >

PPA モデル

事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を事業者に支払うビジネスモデルです。需要家の太陽光発電設備などの設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがありますが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要です。

パリ協定

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新することなどが含まれています。



吉岡町地球温暖化対策実行計画

2026 年 3 月

発行 吉岡町

編集 吉岡町住民課住民環境室

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

0279-54-3111